

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月に家族全員（父母及び原発事故時中学生の子1名）で避難したものの、父はすぐに自宅に戻り、母と子1名がその後も避難生活を継続した申立人らについて、家族別離を理由に、平成23年3月から同年9月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償されたほか、平成23年3月から平成24年3月までの生活費増加費用（面会交通費、水道光熱費増加費用等）が賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、X2及びX3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

| | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 避難費用（面会交通費） | 金288,000円 |
| (2) 生活費増加費用 | 金107,140円 |
| (3) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料・増加分） | 金180,000円 |

2 期間

| | |
|------------------|-------------|
| (1) 自 平成23年3月28日 | 至 平成24年3月末日 |
| (2) 自 平成23年3月28日 | 至 平成24年3月末日 |
| (3) 自 平成23年3月28日 | 至 平成23年9月末日 |

第2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害に係る和解金として金57万5140円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年8月30日

（仲介委員 竹下 慎一）